

|                 |  |
|-----------------|--|
| 28 陳情<br>第34号   | 新宿区における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情         |
| 付託委員会           | 福祉健康委員会                                |
| 受理及び付託<br>年 月 日 | 平成28年8月12日受理、平成28年9月16日付託              |
| 陳情者             | 新宿区高田馬場<br>_____<br>_____<br>_____ 外1名 |

## ( 要 旨 )

貴新宿区におかれましては、条例化による強制的な規制の検討がなされることなく、飲食施設事業者の実態に則した取組みによる受動喫煙防止対策にご理解、ご支援をいただき、官民一体となり、バランスのとれた受動喫煙防止対策を行っていただきますようお願いいたします。

## ( 理 由 )

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として国、東京都において受動喫煙に関し、法制化による規制の議論がなされているものと承知しています。我々も受動喫煙は防止すべきと考えています。しかしながら、その対策は飲食施設の事業者や施設管理者が実態に則した判断によりなされるべきものであり法制化により強制的に規制すべきではありません。分煙や店頭表示をすすめることで受動喫煙を防止できると考えています。

現在、東京都において「外国人旅行者の受入れに向けた宿泊・飲食施設の分煙環境整備補助金」「飲食店等における店頭表示率の向上促進」がすすめられています。我々はその取組み、趣旨に賛同し、受動喫煙防止への取組みを行っているところです。貴新宿区におかれましては、条例化による強制的な規制の検討がなされることなく、飲食施設事業者の取組みによる受動喫煙防止対策にご理解、ご支援いただけますよう求めます。

平成26年10月から平成27年5月に行われた「東京都受動喫煙防止検討会」におきまして、2018年までに条例化について検討を行うこと、国に対しては、全国統一的法律での規制を働きかけること等が東京都への提言としてなされました。これを受けて国においても法制化への検討がなされているものと聞き及んでいます。

受動喫煙防止対策は、飲食施設の事業者や施設管理者が店舗の実態に則した判断によりなされるべきものであり、法律や条例による強制的な規制によるべきものではありません。分煙や店頭表示等様々な取組みにより、たばこを吸うお客様、吸わないお客様ともに、様々な形態の店舗を選択できることこそ日本が誇るおもてなしと考えています。

現在、東京都におきましては「外国人旅行者の受入れに向けた宿泊・飲食施設の分煙環境整備補助金」「飲食店等における店頭表示率の向上促進」がすすめられており、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた受動喫煙防止への取組みを行っていま

す。我々も受動喫煙を防止することに異論を唱えるものではなく、東京都の取組みや趣旨に賛同し受動喫煙防止への取組みを行っています。

また、これまでのオリンピック・パラリンピック開催都市をはじめ諸外国では、屋内が禁煙の場合でも屋外では自由に喫煙できる環境にあります。

日本において屋内外双方で禁煙化・分煙化がすすんでいる状況の中、法律や条例による強制的な規制が導入されると、店舗の実態に則した取組みができず、お客様がニーズに応じた店舗を選択できないこととなります。

たばこを吸う方も吸わない方も我々にとって大切なお客様です。分煙を行いたくても資金的、スペース的に分煙ができない中小の狭小店舗は全席禁煙とするしかなく、たばこを吸うお客様にはお越しいただくことができず、売上の減少による飲食施設事業者や施設管理者が混乱することは必至です。